



ライオンズクラブ国際協会アイバンク・プログラム
ガイドライン

ライオンズクラブ国際協会アイバンク・プログラム ガイドライン

プログラムの目的

1. 角膜移植、研究、その他の医療目的のために良質の眼組織を提供できるよう、ライオンズ・アイバンクを世界各地で奨励、推進、改善、および確立すること。援助要請は、このような援助を提供することに同意した既存のライオンズ・アイバンクに照会することができる。
2. 既存のライオンズ・アイバンクの助言と協力により、アイバンク活動へのライオンズの貢献が適切に認識されるようにするための国際体制を構築すること。
3. ライオンズの名称および紋章を保護するとともに、その使用を拡大すること。
4. ライオンズ・アイバンクの役割と活動に対する社会の認識を高めること。
5. 最善の方法、報告手順、パートナーシップの機会を含めて、情報の中心的な発信源となること。

名称および/または紋章

ライオンズクラブ国際協会アイバンク・プログラムに基づき認定されたアイバンクはすべて、「ライオンズ・アイバンク」と呼ばれる。

1. ライオンズの名称および/または紋章はライオンズクラブ国際協会の登録商標であり、当協会のみが所有するものである。同名称および/または紋章の全所有権およびその保護と保全に関するあらゆる義務は、ライオンズクラブ国際協会に存する。
2. アイバンクの名称には「ライオンズ」という言葉を含め、アイバンクの名称の延長として表示するか、そのアイバンクを「ライオンズ」・アイバンクとして明確に特定し、指示する形でサブブランド化する。さらに、すべてのライオンズ・アイバンクの施設、便箋、

ウェブサイト、出版物には、ライオンズの名称および/または紋章を最大限顕著な形で表示しなければならない。

3. ライオンズクラブ国際協会の代表者は、ライオンズの名称および/または紋章が適切に表示および使用されていることを確認するため、定期的にライオンズ・アイバンクを訪問することができる。

管理

1. 各ライオンズ・アイバンクの理事会メンバーの過半数は、ライオンズクラブ国際協会に対してグッドスタンディングにあるライオンズクラブのグッドスタンディングの会員とする。
2. すべてのライオンズ・アイバンクおよびアイバンク職員は、各国の政府および医療当局が要求するあらゆる医療および教育基準を遵守するものとする。
3. 各ライオンズ・アイバンクは、その現行の運営規約に現役員のリストを添えて、毎年9月15日までにライオンズクラブ国際協会の法律部に提出する。この条件の遵守を繰り返し怠った場合には、協会の名称および紋章の使用許可が取り消される。
4. ライオンズ・アイバンクは、バルセロナ原則および戦略に従い、非営利の回収・配給サービスによって、提供された人体組織の寄付の信頼性を保つ。ライオンズ・アイバンクは、以下を実行する。
 - a. 同意に関して、寄付者およびその近親者の自主性を尊重する。
 - b. すべての人々が恩恵を分かち合うための公的資源として、利他的・自発的な寄付の信頼性とその有用性を守る。
 - c. 受容者の視力回復と目の健康を支援する。
 - d. 公平、公正で透明性のある配分体制を促進する。
 - e. 全法域において、保管者の信頼性を維持する。
 - f. 道徳的な細胞、組織、臓器の管理、履歴管理、有用性を促進する質の高い奉仕を策定する。

- g. 地方/全国レベルの自給サービスを策定する。
 - h. 国境を越えた取り組みの道德、法律、臨床に関連する影響の可能性を認識し、対応する。
 - i. 道徳的な方法および細胞、組織、臓器の管理を必要とする調査の統轄（非治療的）を確実に行う。
5. ライオンズ・アイバンクは、個々のライオン、または地方や国の、あるいは国際的なライオンズの組織によって、人道支援の推進のためにライオンズ・アイバンクに寄付されるいかなる資金も、ライオンズクラブ国際協会（LCI）の寄付の方針、ライオンズの意義、ライオンズの寄付者の目的と意図に沿って、活用することに同意する。寄付は、個人が取得したり、営利団体の運営を助成したりするために利用することはできない。

スポンサー

1. ライオンズ・アイバンクは、ライオンズクラブ、地区、または複合地区のスポンサーを受けるものとする。
2. ライオンズ・アイバンクは、本ガイドラインに従って運営され、ライオンズの名称および紋章の使用に関する規定に従っている限り、ライオンズクラブ国際協会から認められ、ライオンズの名称およびまたは紋章の使用が許可される。
3. 個々のライオンズ・アイバンクのスポンサーになることのできるライオンズクラブ、地区、複合地区の数に制限はない。
4. ライオンズ・アイバンクが存在しない地域のライオンズは、他の地域のライオンズ・アイバンクを支援することが奨励される。
5. ライオンズクラブまたはクラブ会員によるライオンズ・アイバンクへの支援は、あくまでも自由意志によるものとする。

運営

ライオンズ・アイバンクは適切な医療施設と提携し、その指導および医療基準の提供を受けるものとする。

保険

各ライオンズ・アイバンクは、一般賠償責任保険、財物損害保険、労働者災害補償保険、専門職過失責任保険を含む（ただしこれらに限定されない）運営に必要な保険に加入する。このような保険は、協会が提供する一般賠償責任保険とは別に加入しなければならないものである。

認識向上および広報活動

1. ライオンズ・アイバンクは、本プログラムの推進と本プログラムにおける情報交換に利用できるよう、報道価値のある情報をライオンズクラブ国際協会に提供することが奨励される。
2. ライオンズ・アイバンクは、情報がプログラムの目的達成に資する場合には常に、ライオンズクラブ国際協会および他のライオンズ・アイバンクにそのような情報を提供するように奨励される。

リソース

[法的書類及び出版物](#)

[ライオンズ・アイバンクの一覧](#)

[Cornea Donation - FAQs \(Eye Bank Association of America\)](#)

[Global Alliance of Eye Bank Associations \(GAEBBA\)](#)

[International Journal of Eye Banking](#)



ライオンズクラブ国際協会

奉仕事業部

300 W 22ND ST

Oak Brook IL 60523-8842 USA

www.lionsclubs.org

Eメール：programs@lionsclubs.org

電話：630-571-5466

ファックス：630-571-1691

LEB 100 10/2020 JA